

最低制限価格運用要領の改正について

この度、工事及び委託業務の最低制限価格の算定に係る運用要領を改正し、**平成24年4月1日以降に入札を行う工事・委託から適用することとしましたので、お知らせします。**

新ひだか町総務企画部契約管財課

主な改正内容

- 1,000円未満端数切捨→1円未満端数切捨（一部項目においては切上）に改正します。
- 建築工事等に係る下請経費率を廃止します。
- 委託に係る算出方法を改正します。

3頁中1頁

工 事

改正前
予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、次の掲げる額の合計 (1,000円未満切捨) に100分の105を乗じた額
直接工事費の額の95%
+
共通仮設費の90%
+
現場管理費の85%
+
一般管理費等の65%
※算出した額が予定価格の範囲を超える又は、範囲に満たない場合は、予定価格に105分の100を乗じて得た額にそれぞれ10分の9又は10分の7を乗じて得た額（1,000円未満切捨）に100分の105を乗じた額とする。



改正後
予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、次の掲げる額の合計 (1円未満切捨) に100分の105を乗じた額
直接工事費の額の95%
+
共通仮設費の90%
+
現場管理費の85%
+
一般管理費等の65%
※算出した額が予定価格の10分の9を超える場合は 予定価格の10分の9（1円未満切捨）、予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格の10分の7（1円未満切上）とする。

※この表は、「新ひだか町最低制限価格運用要領」から今回変更部分のみを抜粋したものです。当該要領は、新ひだか町ホームページ (<http://shinhidaka.hokkai.jp/>) で公開しておりますので、詳細な取り扱いについては、そちらを参照してください。

改正前

次により算出した額
(1,000 円未満切捨て)
に 100 分の 105 を乗じた額

- ①測量、設計、地質調査、補償等
予定価格に 105 分の 100 を乗じた額
に 10 分の 8 を乗じた額
- ②草刈、清掃、公園の維持管理業務等
予定価格に 105 分の 100 を乗じた額
に 10 分の 9 を乗じた額



改正後

予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8 まで
(地質調査は 3 分の 2 から 10 分の 8.5 まで)
の範囲内で、次により算出した額

(1 円未満切捨て)
に 100 分の 105 を乗じた額

①設計(土木)：

(1) 直接業務費+技術経費×0.6+諸経費×0.6

(2) (直接業務費+技術経費)×1.28

(1)と(2)のいずれか高い方

②測量：

直接測量費+測量調査費+諸経費×0.4

③地質調査：

直接調査費+間接調査費×0.9

+解析等調査業務費×0.75+諸経費×0.4

④設計(建築)：

直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6

+諸経費×0.6

⑤草刈、清掃、公園維持管理等：

予定価格×10 分の 9

⑥その他：適宜定める

※地質調査以外：算出した額が予定価格の 10 分の 8 を超える場合は予定価格の 10 分の 8 (1 円未満切捨)、予定価格の 10 分の 6 に満たない場合は予定価格の 10 分の 6 (1 円未満切上) とする。

地質調査：算出した額が予定価格の 10 分の 8.5 を超える場合は予定価格の 10 分の 8.5 (1 円未満切捨)、予定価格の 3 分の 2 に満たない場合は予定価格の 3 分の 2 (1 円未満切上) とする。

※一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。

なお、この場合において、最低制限価格の設定範囲を算出する場合は、予定価格ではなく、委託業務の種類ごとの業務価格(この計算においてのみ 1 万円未満切捨)により計算する。

※この表は、「新ひだか町最低制限価格運用要領」から今回変更部分のみを抜粋したものです。当該要領は、新ひだか町ホームページ (<http://shinhidaka.hokkai.jp/>) で公開しておりますので、詳細な取り扱いについては、そちらを参照してください。

算出例

例 1 設計（土木）の場合

直接業務費（直接人件費＋直接経費）＝560,981 円、技術経費＝170,034 円、諸経費＝480,558 円、
 予定価格＝1,270,500 円（税込）の場合

$$\begin{aligned} \text{①最低制限価格} &= (\text{直接業務費} + \text{技術経費} \times 0.6 + \text{諸経費} \times 0.6) \times 1.05 \\ &= (560,981 + 170,034 \times 0.6 + 480,558 \times 0.6) \times 1.05 \\ &= (560,981 + 102,020.4 + 288,334.8) \times 1.05 \text{※この時点では端数処理しません。} \\ &= 951,336 \text{（1 円未満切捨）} \times 1.05 \\ &= 998,902 \text{（1 円未満切捨）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②最低制限価格} &= ((\text{直接業務費} + \text{技術経費}) \times 1.28) \times 1.05 \\ &= ((560,981 + 170,034) \times 1.28) \times 1.05 \\ &= 935,699 \text{（1 円未満切捨）} \times 1.05 \\ &= 982,483 \text{（1 円未満切捨）} \end{aligned}$$

①と②の高い方、①の 998,902 を採用

予定価格×10 分の 6＝762,300、予定価格×10 分の 8＝1,016,400、998,902 円はこの範囲内なので
 最低制限価格＝998,902 円

入札書比較価格＝951,336 円（最低制限価格の 105 分の 100（1 円未満切上））とする。

例 2 一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合

(1) 設計（土木）例 1 と同

設計（土木）の業務価格 1,210,000 円（税抜）

(2) 地質調査

直接調査費＝4,780,159 円、間接調査費＝1,790,779 円、解析等調査業務費＝350,955 円

諸経費＝2,320,424 円

地質調査の業務価格 9,240,000 円（税抜）

(1) と (2) が一の契約に含まれる場合

$$\begin{aligned} \text{(1) 設計（土木）の最低制限価格（税抜）} \text{①} &= 440,242 + 120,739 + 480,558 \times 0.6 + 170,034 \times 0.6 \\ &= 951,336 \text{（1 円未満切捨）} \end{aligned}$$

$$\text{②} = (440,242 + 120,739 + 170,734) \times 1.28 = 935,699$$

①と②の高い方、①の 951,336 を採用

設計（土木）の業務価格（税抜・1 万円未満切捨※）×10 分の 6＝726,000、10 分の 8＝968,000
 範囲内なので 951,336 円を採用

$$\begin{aligned} \text{(2) 地質調査の最低制限価格} &= 4,780,159 + 1790,779 \times 0.9 + 350,955 \times 0.75 + 2,320,424 \times 0.4 \\ &= 7,583,245 \text{（1 円未満切捨）} \end{aligned}$$

地質調査の業務価格（税抜・1 万円未満切捨※）×3 分の 2＝6,160,000、10 分の 8.5＝7,854,000
 範囲内なので 7,583,245 を採用

(3) 業務全体

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= ((1)951,336 + (2)7,583,245) \times 1.05 \\ &= 8,961,310 \text{（1 円未満切捨）} \end{aligned}$$

入札書比較価格＝8,534,581（最低制限価格の 105 分の 100（1 円未満切上））とする。

※一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合において、最低制限価格の設定範囲を算出する場合は、予定価格ではなく、委託業務の種類ごとの業務価格により計算する。

なお、この計算においてのみ、委託業務の種類ごとの業務価格を、10,000 円未満切捨てとして計算する。